

各市町村におけるNPOの活動拠点や活動場所として使用できる施設情報

【調査様式①】

施設の名称	奈半利町民会館		
所在地	奈半利町乙1,297番地2		
施設管理者	市町村における公共施設		
	奈半利町 (窓口:教育委員会)		
施設外観(写真)	RC2階建	アクセスマップ	ごめん奈半利線下車 歩いて5分
施設情報	①ホール(2F)225㎡ 机イス 200名 ③和室 (2F)32㎡ 机 20名 ②研修室(1F)44㎡ 机イス 40名 ④老人室(1F和室)18㎡ 10名		
施設内写真		施設平面図	
利用時間	午前8時30分から午後5時 <small>館長が必要と認めたときはこれを変更することができる</small>	休館日	日曜日 祝祭日 年末年始
利用料金	添付資料のとおり		
利用料減免措置	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	(有の場合) 対象者	利用目的(地域振興等)により減免措置あり
利用条件等	ホールは、運動以外の多目的に使用できます。		
施設電話番号	0887-38-3525	施設FAX	なし
施設ホームページ	なし		
市町村担当者	奈半利町教育委員会		
	TEL:0887-38-8188	メールアドレス: wada_masaki@town.nahari.kochi.jp	

奈半利町町民会館使用料

別表(第4条関係)

室名	区分	基本料金		追加使用料	
		昼間	夜間	昼間	夜間
ホール		6,180	8,240	1,230	1,640
生活改善室		1,850	2,980	370	590
老人室		1,230	1,800	240	360
2階和室	1室	920	1,490	180	290
	2室	1,850	2,980	370	590
結婚式場		3,700			
展示ロビー		2,470	3,700	490	740
研修室	1室	920	1,490	180	290
	2室	1,850	2,980	370	590

備考

- 1 基本使用料は、使用時間4時間までとする。
- 2 追加使用料は、超過時間1時間ごとに加算する。
- 3 冷暖房期間中はそれぞれ3割を加算する。
- 4 夜間は、(夏時間4月～10月・22時、冬時間11月～3月・21時)とする。
- 5 結婚披露宴その他に利用した場合は、使用料の5割を加算する。
- 6 使用時間が昼間より引き続き夜間に至る場合の基本使用料は夜間分を徴収する。この場合の追加使用料は昼間については昼間、夜間については夜間分によって計算する。
- 7 ガスを使用した場合は、使用料の多少にかかわらず、1,000円を徴収する。

